

大学名	設立団体	公立化時期
高知工科大学	高知県	平成21年4月

I. 設立団体の基礎データ

人口	27年国調	728,276	人
	22年国調	764,456	人
	増減率	-4.7	%

区分	住民基本台帳人口	
	29.1.1	732,535 人
	28.1.1	740,059 人
	増減率	-1.0 %

面積	7104	km ²
人口密度	103	人/km ²

産業構造		
区分	27年国調	22年国調
第1次	36,923 人	40,623 人
	11.8 %	12.4 %
第2次	53,755 人	57,251 人
	17.2 %	17.5 %
第3次	222,070 人	228,825 人
	71.0 %	70.0 %

標準財政規模 ^{※1}	2664.1	億円
財政力指数 ^{※2}	0.27	

※1 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額(平成29年度決算)
 ※2 各年度における普通交付税の算定に用いた標準財政収入額を標準財政需要額で除して得た数値(平成27年度から平成29年度までの3年度の平均)

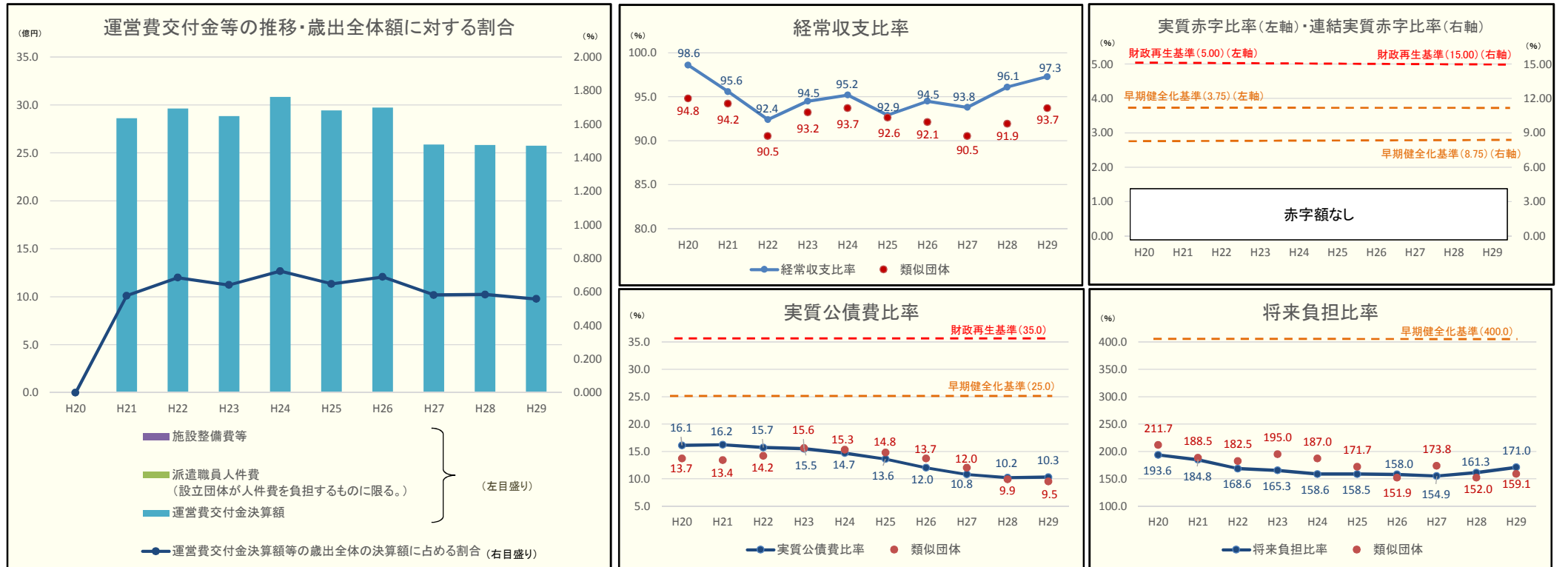
II. 公立化の経緯、公立化に際しての設立団体における財政負担等

公立化の経緯	・平成20年5月 学校法人高知工科大学と高知県が公立大学法人化の協議開始 ・同年10月 高知県議会において公立大学法人高知工科大学の定款議決 ・平成21年1月 公立大学法人高知工科大学の設立認可申請書を総務省、文部科学省に提出 ・同年3月 上記認可 ・同年4月 公立大学法人高知工科大学設立		
公立化に際しての住民・議会等への説明	議会に対して執行部及び大学が説明を行った(住民には直接説明していないが、高知県ホームページ上で情報を公開)。		
公立化に際しての住民・議会等からの意見	特段の異論はなかったものの、私立大学として初の公立大学法人化であったことから、議会においては、そのメリット・デメリットや、県財政に対する負担等について質問があり、その都度、設立団体の立場から答えている。		
公立化に際しての新たな財政負担(現物出資を除く。)	無	(「有」の場合) 具体的な内容	
公立化に際しての設立団体による施設の修繕等	無	(「有」の場合) 具体的な内容	

III. 公立化後の設立団体の財政上の影響

	(単位:億円、%)									
	公立化前年度 H20	公立化初年度 H21	公立化2年目 H22	公立化3年目 H23	公立化4年目 H24	公立化5年目 H25	公立化6年目 H26	公立化7年目 H27	公立化8年目 H28	公立化9年目 H29
運営費交付金決算額 A	0	28.6	29.6	28.8	30.8	29.4	29.7	25.9	25.8	25.7
派遣職員人件費 B (設立団体が人件費を負担するものに限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考)派遣職員数 (大学が人件費を負担するものを含む。)	-	5	5	5	5	5	5	0	0	0
施設整備費等 C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金等計 D(A~C)	0	28.6	29.6	28.8	30.8	29.4	29.7	25.9	25.8	25.7
歳出全体の決算額 ^{※1} E	4,156.0	4,950.9	4,318.4	4,494.7	4,259.1	4,546.2	4,309.7	4,443.1	4,411.3	4,607.1
運営費交付金決算額等の歳出全体の決算額に占める割合 D/E	0	0.578	0.686	0.642	0.724	0.648	0.690	0.582	0.585	0.559
経常収支比率	98.6	95.6	92.4	94.5	95.2	92.9	94.5	93.8	96.1	97.3
健全化判断比率	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実質公債費比率	16.1	16.2	15.7	15.5	14.7	13.6	12.0	10.8	10.3
	将来負担比率	193.6	184.8	168.6	165.3	158.6	158.5	158.0	154.9	161.3

※1 「歳出全体の決算額」は普通会計ベースの歳出決算額の総額
 ※2 平成27年度に高知県公立大学法人と法人統合したことから、平成27年度から平成29年度までの「運営費交付金決算額」、「派遣職員人件費」及び「施設整備費等」については、平成26年度の決算額を用いて、高知工科大学相当分のみを按分して算出したもの



IV. 今後の設立団体への財政上の影響の見通し及び設立団体の対応方針

今後の設立団体への財政上の影響見通し及び設立団体の対応方針	運営費交付金については、これまでと同様に、大学法人が教育・研究等活動を行うために必要な金額を交付する。
-------------------------------	---